

【取扱い厳重注意】

平成23年8月29日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 三田 浩平 (2 (2) 及び (3))

仁保 智紀 (2 (1)、(3)、3)

平成23年8月25日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

福島県生活環境部原子力安全対策課主幹 片寄 久巳
福島県原子力センター次長 八巻 孝幸
同主任主査 阿部 幸雄

2 聴取日時

平成23年8月25日午後5時00分から同日午後7時40分まで

3 聴取場所

福島県福島市中町8-2 福島県自治会館2階特別会議室

4 聴取者

三田 浩平 主査
仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし (理由: (「対象者の希望による。」など簡潔に記載))

第2 聴取内容

モニタリング及びSPEEDIについて
別紙のとおり

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

片寄主幹は、県の災害対策本部において原子力班総合調整チームリーダーとして、今回の事故対応に当たっていた。八巻次長及び阿部主任主査は、3月11日から14日までは大熊町のオフサイトセンター（以下、「OFC」という）に隣接する県の原子力センターにおいて、また15日以降は福島市内にある原子力センター福島支所においてモニタリング活動に従事していた。

2. モニタリングについて

(1) 事故発生直後のモニタリングの態様について

(以下、主に阿部主任主査から説明)

- 3月11日の地震発生後、福島県内に設置された24台のモニタリングポストのうち、23台が使用不能となった。具体的には、まず16時過ぎ頃に4台が津波で流され、その後1～2時間経って残りの19台の通信回線のバックアップ用電源が途絶したため、残りのモニタリングポストも使えなくなった。
- 大野局のモニタリングポストについては、OFCに隣接する福島県原子力センターの非常用電源によって、地震発生後も継続して使用できた。地震発生後、原子力センターでは、唯一生き残った大野局のモニタリングポストの監視強化を行った。
- モニタリングカーによるモニタリングについて、原子力センターにおいては3月11日は出張等のために職員数が不足していて、モニタリング班を編成できなかった。また、県からも3月12日にモニタリング要員として職員20名がOFCに派遣されたが、同日午後には一号機の爆発があったため、生活環境部の職員5～6名を除いて、12日のうちに県庁に退避した。
- さらに、地震の影響で停電や道路の陥没が発生し、夜間に車両によるモニタリングを行うのは危険であると判断したため、明るくなるのを待って、翌12日の午前5時頃から県が所有するモニタリングカー1台を用いてモニタリングを開始した。その後、12日の2回目以降のモニタリングには文科省の指示でJAEA（日本原子力研究開発機構）等から派遣された車両も加えてモニタリングを実施した。
- モニタリングカーによるモニタリングは、空間線量率、ダストサンプリング、環境試料（水）及び土壌。モニタリング計画の策定に当たっては、原子力センターの緊急モニタリング班が、県のモニタリング実施計画や気象状況等を勘案して、計画を策定し、OFCの放射線班に了解を得て実施していた。
- （当方より、政府が6月にIAEAに提出した報告書V-4における、初期のモニタリングは「大きな困難が伴った」との記述の詳細について問うたところ）事故による空間線量の上昇、地震による道路状況の悪化によりタイヤがパンクしたり地割れに車はまったりした、避難民の車両による渋滞、燃料（ガソリン・軽油）の不足等があった。

【取扱い厳重注意】

- モニタリングカーを用いて得られたモニタリングデータは、原子力センターにあった2台のゲルマニウム半導体検出器を用いて分析を行った。
- その他、原子力センターは可搬型モニタリングポストも設置したが、商用電源が復旧しなかったため、結局使用できなかった。
- 3月12日から13日にかけて、事故の進展に伴い、モニタリング要員は外出しないようにとの指示が OFC から出されたため、代替措置として原子力センターのモニタリング班から OFC の放射線班に対し、航空機モニタリングの実施を依頼した。これを受け、3月12日に自衛隊の航空機がモニタリングの実施を試みたが、第一原発上空の線量が高かったため、結局断念した。

(2) モニタリング内容に係る保安院とのやり取り

- ゲルマニウム半導体検出器による分析結果の中に核種分析のためのスペクトルが含まれており、3月11日～14日の間に、言われればすぐさま提出できる状態であった。
- 3月12日の分析結果について、サンプリングから帰ってきたら直ぐに分析機により分析を行い、分析結果が出ると直ぐに OFC へ資料（地図上のサンプリング地点に、分析結果を手書きで書き込んだもの）を手交していた。当該資料を基に、OFC は電話により口頭で ERC（経済産業省緊急時対応センター）へ伝えていた。
- OFC へ資料を手交していたのは阿部主任主査であるが、阿部主任主査が OFC から資料の元データ（スペクトル）を提出するよう要求されたことはない。
- 3月12日にテルルが出ていたが、その結果については原子力センターにおいて物議を醸しており、JAEA の職員と一緒にスペクトルなどを確認したりしたが、原子力センターにおいては確かにテルルが検出されており、原子炉燃料由来のものであると判断された。
- 3月14日の退避後、原子力センターへは、モニタリング機材を探す目的で3月24日以後複数回行っている。3月11日直後のデータを原子力センターから回収し始めたのは5月のことで、理由としてはその頃 OFC の未公表のデータを公表しなければならないという話が高まったためである。
- 3月12日にイットリウムも検出されているが、イットリウムについてはスペクトルを見てもノイズが多いためその時点では確証がなかった。イットリウムについては国からも問い合わせを受けているところであるので、5月にデータを回収する際にスペクトルを合わせて取ってきて、国へ提出している。

(3) 3月16日以降のモニタリングの態様

(以下、主に阿部主任主査から説明)

- 3月14日までは県が主導してモニタリングを行っていたが、3月15日以降は現地対策本部が OFC から福島県庁に移転して、モニタリングの拠点がばらばらになっており（緊急時モニタリング班の出動拠点及びデータ分析の機能は福島市内にある原子

【取扱い嚴重注意】

カセンター福島支所に移された)、モニタリングが必要な地域の範囲が、事故以前に想定されていたEPZ(緊急計画範囲)の10 km圏内を超えて、80 km程度にまで拡大していたため、県だけではモニタリングを行うことが困難になっていた。

(以下、主に片寄リーダーから説明)

- (阿部主席主任が述べた)上記のような状況の中、3月16日に行われた国のモニタリングの役割分担に係る官房長官指示(モニタリングデータの収集・公表は文科省、データの評価は安全委員会、評価に基づく対応は原子力災害対策本部が行うとされた)を受け、国は、広域での環境状況の把握を主要な目的とする国独自の計画に基づいてモニタリングを行うようになった(県は国の計画策定にほとんど関与せず)。
- これに対し、県は地元自治体の要望を踏まえ、人口集中地域(特に中通地区)を中心にモニタリングを実施したいと考えていたため、文科省からは独立して、県の災害対策本部で独自のモニタリング計画を策定し、モニタリングを行うようになった。
- モニタリング要員については、県の職員のうち、原子力センターの職員は国のモニタリングチームに供出したが、その他の県職員は県が行うモニタリングに当たらせた。
- 東電もモニタリング要員として職員を福島県庁に派遣していたが、避難措置の実施により既に人がいない地域においてモニタリングを行うよりも、避難民への対応を優先すべきであるとの県の判断で、モニタリング支援のために県に派遣された東電の職員は全て、モニタリングではなく避難民の除染に当たってもらうことにした。
- その後、3月下旬から4月上旬に、東電の要請に基づき、電気事業連合が約300名のモニタリング要員を派遣してくれたので、県の意向により、県が主体となって行っているモニタリングの要員として活動してもらうこととした。
- 3月20日以降、国はモニタリングに関する計画を次々に発表したが、県及び地元自治体への事前説明が全くなかったため、地元自治体から県に対して強い抗議がなされた。これを受け、県は国の現地対策本部に抗議を行ったが、国の現地対策本部も政府の対応をコントロールできないとの反応があり、具体的な対応は取られなかった。
- また、国が主体となってモニタリングを行う際、20 km以遠の地域においてモニタリング要員がタイベックを着ていたことに対しても、地元自治体から住民の不安をあまりかねないとの強い批判が県に対してなされた。県からの抗議を受け、国の現地対策本部は、3月25日頃から20 km以遠のモニタリングについてタイベックの着用を中止した。
- 3月15日以降の試料分析については、原子力センター福島支所にあるゲルマニウム半導体検出器2台を用いて行われた(5月上旬から8台体制に)。同支所においては、16日頃からは24時間体制、1日20検体程度の分析を行い、県の対策本部と国の現地対策本部に送付した。
- さらに、3月15日以降、文科省経由で日本分析センターの職員2名を福島支所に支援要員として派遣してもらうとともに、同支所で分析しきれなかった試料については、3月下旬ごろから文科省経由で日本分析センターや理化学研究所に分析を依頼した。

【取扱い厳重注意】

- 県としては土壌調査を行いたいと考えていたが、県独自ではリソースがないためできなかった。最終的には、文科省と調整して、大阪大学等の学術機関の協力を得て実施することになった。
- 3月16日昼過ぎに、原子力センター福島支所において飲料水（水道水）から高い値のヨウ素・セシウムが検出されたため、同日夕方に公表しているが、その際もテルルが検出されている。公表の前に福島市に連絡する暇がなかったため、市からクレームが来た。
- 3月12日・13日に、いわき市や南相馬市において [REDACTED] 検出されたが、直ぐに下がった [REDACTED]
- 3月15日に福島支所前（自治会館から3km離れた場所） [REDACTED] のダストサンプリングしたものから高いヨウ素 131 濃度が検出され、その後も下がらなかった。その検査結果については公表していない（後日資料要求予定）。整理したらそのうち公表する。当該検査結果を受けて、記者会見において、無用な外出を避ける旨及び外出の際はマスクをすることを勧奨した。

3. SPEEDI（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の運用について

（1）福島県庁における SPEEDI の活用（以下、主に片寄主幹から説明）

- 県に置かれていた SPEEDI 端末は、地震発生後、停電で使用できなくなった。
- 防災訓練等を通じて SPEEDI の存在を事故以前に知っていた県の職員が、3月12日に個人的に原子力安全技術センターに連絡し、SPEEDI データの送付を依頼した。これを受け、原子力安全技術センターは、メールで県庁に SPEEDI の単位放出のデータ（1Bq/h の放出量を仮定した一時間毎の定時計算結果）を送付してくれたが、県の対策本部ではこのやりとりは認識していなかった。
- その後、13日午前8時半ごろ県の対策本部から ERC に対し電話で SPEEDI データの送付を依頼し、午前10時過ぎに ERC から前日までのすべての単位放出のデータが FAX で送られてきた。（当方より、一部のデータは陸域に放射性物質がかかっていたことについて問うたところ）陸域に放射性物質がかかっていることは私（片寄リーダー）は認識しており、どうしようもないなという感想を持ったが、知事に相談等はせず、国には今後とも SPEEDI データを送ってほしい旨伝えた（ただし、県庁に置かれた FAX の数が少なかったため、届かないことが多かった）。
- 15日以降、ERC から送られてきたデータをファイルに保管するようになったが、こうしたデータは本来国の現地対策本部が使用するものであるとの認識であったため、県が避難等に SPEEDI データを使用するということはなかったし、県から公表するという発想もなかった。
- SPEEDI データの公表についてプレスからの問い合わせが始まったのは、3月23日に安全委員会が公表して以降であった。3月23日のデータは公表前に安全委員会か

【取扱い嚴重注意】

ら県にも送付された。

- 上記 SPEEDI 試算結果の一つである小児甲状腺の積算線量が、ヨウ素剤の配布基準である 100 mSv を超えていたことを受け、県はデータの信ぴょう性や具体的措置を採る必要性の有無について確かめるため、疑問点を書面にまとめて、国の現地対策本部経由で安全委員会に問い合わせた。これに対して安全委員会からは、自分たちはあくまで助言組織であり確たることは言えないとの返答があった。
- (文科省、安全委員会、保安院が行っていた独自計算の結果の扱いについて問うたところ) 県がそれを受け取っていたかは確認をしてみないと分からない。ただ、3月23日以降に ERC に電話をした際に、保安院から、今は安全委員会が独占的に SPEEDI を運用しており、文科省や保安院は SPEEDI を自由に使えない状況にある旨の説明があった。
- 3月下旬に、県庁にある SPEEDI 端末が復旧し、単位放出のデータを受信できるようになった際に、これらのデータをマスコミに公表して良いか原子力安全技術センターに問い合わせたところ、同センターからは、国に確認した結果、まだ国では公表するという方針が決まっていないので、公表は差し控えてほしい旨の返答があった。

(2) OFC 等における SPEEDI の運用 (以下、主に阿部主任主査から説明)

- 3月11日の事故発生後、原子力センター(当時はオフサイトセンターの職員も同センターに退避していた)に SPEEDI データがなかなか送付されてこなかったため、原子力センターから原子力安全技術センターに電話で問い合わせたところ、先方より原子力センターにある端末への配信を試みているが、送付できない旨の回答があった。
- そのため当時断続的に使えていたインターネット・メールを用いて、3月11日23時に一度だけデータを送ってもらった。受信した SPEEDI データは原子力センター内で共有した。
- 原子力センターにおいては、3月12日午前5時からのモニタリング計画を、上記の SPEEDI データ(及びテレビニュース等で伝えられる気象データ)を参考にして作成したが、上記のデータにおいては、放射性物質は陸域にかかっていなかったため、幅広くモニタリングを行うという結論に至った。